

前回に続き、遺言書が必要な人について。

●相続税の申告が必要な人

→相続税の申告期限は死亡後10か月です。この10か月以内に遺産分割協議をまとめ申告をしなければ税額軽減の特例を受けることができなくなります。遺言書があれば遺産分割協議の必要がなくなり、スムーズな申告手続きができます。

●二世帯住宅に住んでいる人

→同居している子どもに、その家と敷地を渡したいのであれば遺言書が必要です。さもなければ、ほかの子どもに分割を要求されかねません。

●異母（父）兄弟がいる人

→なかには、親が死亡したあと戸籍を取得したときに、はじめて他の兄弟がいることが発覚することがあります。このような場合、遺産分割協議が難航することがあります。親が遺言書を書いていてくれれば…ということが多々あります。

●相続人に多重債務者がいる場合

→多重債務者が遺産を相続しても、その債務の返済で財産が消えてしまいます。遺言書で財産を守るようにしましょう。

また、不動産を分けるのは難しく、遺産争いのもとになりやすいので、不動産を所有している人も遺言書があったほうが良いでしょう。

財産の多い少ないにかかわらず遺産トラブルは起きています。そのトラブルを防ぐことができるのは、亡くなる本人しかいないのです。家族の将来の幸せを考え、元気なうちに遺言書を作成するようにしましょう。

幸せを遺す 遺言・相続セミナー

相続のことについて勉強したことがない方
誰に相談したら良いか分からないという方
相続の基本について、わかりやすく説明します。
みなさんと一緒に学びましょう。

参加費：無料 9：45～11：45	真鶴町 地域情報センター	湯河原町 商工会館
相続入門編	6月12日（金）	6月7日（日）
遺言・家族信託編	7月17日（金）	7月12日（日）
相続対策編	8月28日（金）	8月23日（日）

*日程が変更になることがありますので必ず電話でご確認ください。

*5分前までにご来場ください

お申し込み **TEL：0465-39-1900**
 （行政書士長尾影正事務所まで）

参加特典 エンディングノート差し上げます。

先着10名様までです。お気軽にご参加ください。



◆講師：長尾影正（ながおかげまさ）◆
 昭和49年7月生まれ 小田原市在住
 行政書士
 宅地建物取引主任者
 公認不動産コンサルティングマスター
 2級ファイナンシャル・プランニング技能士
 NPO 法人相続アドバイザー協議会 認定会員
 一般社団法人家族信託普及協会 会員
 一般社団法人終活カウンセラー協会 認定



住まいる株式会社
 代表取締役 長尾影正
 小田原市鴨宮666番地の1
 TEL: 0465-20-8501
<http://www.i-kinokuniya.net>